

別紙 4 無線 LAN 環境導入仕様書

1 業務の内容

武雄市図書館・武雄市こども図書館内にアクセスポイントを整備し、無線 LAN 環境を構築する。受託者は、次のとおり無線 LAN 環境を構築し、実現のために必要となる資料の作成を行う。

- ① 公衆無線 LAN 環境の構築等
- ② アクセスポイント等の整備
- ③ 全体概要図、他システムとの関連構成図
- ④ 利用規約及びセキュリティに関する資料等

2. 業務の要件

(1) ネットワーク要件

- ① インターネット接続集中時でも高速かつ安定な通信を確保するため、図書館と無線 LAN サービスプロバイダ間の接続は光回線とする。回線の敷設費用と利用料も本調達に含むこと。
- ② アクセスポイントおよびネットワーク機器は、24 時間 365 日で稼働状況の自動監視及び遠隔監視ができること。

(2) サービス要件

① 利用者へのサービス提供方法

国内の通信サービス事業者と契約していない者（訪日外国人含む）でも無料で公衆無線 LAN を利用してインターネット接続ができること。

② インターネット接続

利用規約に同意し、必要な認証を行った利用者にインターネット接続を提供できること。なお、必要な認証はパスワード認証等、任意に設定できるものとし、利用者の利便性やセキュリティ等を考慮すること。

③ サービス提供時間帯

24 時間 365 日（計画による停止／定期保守を除く）サービス提供できること。また、施設の開館時間に応じ、サービス提供時間帯を随時設定できること。

④ S S I D

無線 LAN の運用にあたっては、市が指定する S S I D の設定が可能であること。また、S S I D 間ではネットワークを分離して相互の通信はできなくすること。

⑤ 認証画面

武雄市図書館・武雄市こども図書館の認証画面であることが分かる表示であること。

⑥ 接続時間

認証 1 回あたりの接続上限時間が設定できること。時間が経過した後は再度認証画面を表示すること。許容する接続時間は任意に変更可能とする。

⑦ 利用規約

利用者が遵守すべき事項や、無線LANサービスの内容・機能を明記した利用規約を策定すること。また、利用規約やセキュリティの警告を表示し、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）での規約表示を行うこと。

⑧ 利用者のアクセス分析

公衆無線LANの運用にあたって、個人を特定しない形でアクセス回数や利用時間等の分析が行えること。

⑨ 対応するOS、ブラウザ

スマートフォン、タブレット端末、ノートPCで動作することを前提とする。

OS： iOS、Android、Windows 等標準的なOSで動作すること。

ブラウザ： Internet Explorer、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari 等標準的なブラウザで閲覧・操作できること。

(3) セキュリティ要件

① 利用端末間のアクセス禁止

公衆無線LANにおいて同一アクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスを禁止すること。

② セキュリティ同意

公衆無線LANにおいて利用者が無料インターネット接続機能を利用時に、利用規約等のセキュリティ要件の同意をとること。

③ インターネットからの侵入対策

インターネットからの攻撃をブロックできるファイアウォール機能を有していること。

④ セキュリティ情報更新

サービスを提供するサーバ群等のソフトウェアに関してセキュリティパッチやウイルス対策ソフトの更新が公開された場合は、適用判断を速やかに実施し、必要性のあるものについては速やかに適用すること。

⑤ 定期確認

セキュリティ脆弱性の点検、認証画面の改ざん確認について定期的を実施すること。

⑥ アクセスログ

認証で取得した認証情報、また「MACアドレス」「利用日時」等のアクセスログは一定期間の保管が可能であること。

(4) 運用方法

① 適切に安定したサービスが提供できるよう、運用監視すること。なお、障害発生時は、速やかに復旧作業を行うこと。

② 定期保守及び障害対応等に伴う停止を行う場合は、職員へ事前に通知するとともに、利用者に対して適切に周知すること。

③ 操作方法等に関して、利用者からの問い合わせ等を受け付ける窓口を設けること。また、障害発生時等において、館からの問い合わせ等を受け付ける窓口を設けること。

3 その他留意事項

- (1) 実施に当たっては、市・指定管理者と密接な連携をとり、迅速かつ効率的に遂行するよう努めること。
- (2) 既存設備で本保守期間を通じて使用可能な機器がある場合はその継続使用に努めること。
- (3) 本業務の執行において不明な点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、市と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。